

奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

令和5年3月16日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例（令和5年条例第号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居者の公募)

第2条 条例第1条に掲げる目的を達成するため、奈半利町移住促進住宅（以下「移住促進住宅」という。）に入居する者の公募は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 町のホームページ

(2) 町の広報誌

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が有効と認める方法

(入居者の資格)

第3条 条例第3条第1項第3号で規定する移住促進住宅に同居できる親族の範囲は、入居申請者の3親等以内の親族及び入居申請者と事実上婚姻関係にある者又は婚姻の予約している者とする。

2 入居者と同居又は同居をしようとする親族等で事実婚又は婚姻の予約者があるときは、第3条第1項で規定する入居申請書の申立書兼誓約書欄にその旨を記載し、申請をしなければならない。

(入居申請等)

第4条 条例第4条第1項の規定により移住促進住宅に入居の申込をする者（以下、「入居申請者」という。）は、移住促進住宅入居申請書（別記様式第1号）（以下、「入居申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項で規定する入居申請書を受理したときは、その内容を審査し、条例第3条で規定する入居者の資格を有すると認めるときは、条例第4条第2項の規定に基づき、移住促進住宅入居決定通知書（別記様式第2号）（以下、「入居決定書」という。）により、当該入居申請者に通知するものとする。

3 第1項で規定する入居申請書の提出をした者が公募を行った移住促進住宅の戸数を超えるときは、入居申込者を含む2人以上の者を立ち合わせ、抽選により入居者を決定しなければならない。

4 前項で規定する抽選によらず、条例第4条第3項ただし書の規定により入居者の決定をするときは、他の入居申請者にその理由を説明しなければならない。

(入居手続)

第5条 前条第2項で規定する入居決定書の通知を受けた入居申請者（以下、入居者という。）は、町長に移住促進住宅使用証書（別記様式第3号）に次条で規定する連帯保証人の住民票及び官公署の発行する収入証明者並びに印鑑登録証明書を添付して提出しなければならない。

- 2 条例第5条第4項で規定する入居可能日の通知を受けた入居者は、同条第5項で規定する指定期日までに奈半利町移住促進住宅賃貸借契約書（別記様式第4号）により町長と賃貸借契約（以下「初期契約」という。）の締結をし、移住促進住宅に入居しなければならない。

（連帯保証人）

第6条 前条第1項で規定する移住促進住宅使用証書に連帯保証人として連署する者は、独立の生計を営む者で連帯保証人として保証能力を有する者でなければならない。

- 2 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに新たな連帯保証人を選定し、連帯保証人変更承認申請書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- （1） 住所不明
- （2） 後見開始又は保佐開始の審判
- （3） 破産、失業その他保証能力に著しく影響を及ぼす事情の発生
- （4） 死亡

（同居の承認申請）

第7条 条例第7条で規定する新たに同居の承認を受けようとする者がある入居者は、移住促進住宅同居承認申請書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（入居の承継）

第8条 条例第8条で規定する入居者の地位の承継をしようとする同居者は、その理由が生じた日から15日以内に移住促進住宅入居承継承認申請書（別記様式第7号）（以下「承継申請」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項で規定する承継申請には、戸籍謄本のほか町長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

- 3 条例第8条で規定する入居の承継を承認された同居者は、承認の日から10日以内に条例第5条第1項及び同条第5項で規定する入居の手続を行わなければならない。

（入居期間の延長申請及び許可）

第9条 入居者は、災害等のほか止むを得ない事情により、次の住居の定まらない場合であって、条例第6条第2項又は第3項の規定に基づく入居期間の延長を希望するときは、入居期間の最終日前10日までに移住促進住宅入居期間延長申請書（別記様式第8号）（以下「延長申請」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項で規定する延長申請の提出があった場合、その申請内容を審査し、入居期間の延長が必要と認めるときは、移住促進住宅入居期間延長許可書（別記様式第9号）（以下「延長許可」という。）により、当該入居者に通知し、許可しない場合もその旨を通知しなければならない。

- 3 前項の延長許可をした場合の賃貸借契約は、初期契約に準ずるものとする。

（使用料）

第10条 条例第9条第2項及び第3項で規定する使用料は、その月の使用日数を当該使用月の日数で除した数に月額使用料を乗じて得た額とする。その額に100円未満の端数が生じた

ときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の納付期限)

第 11 条 条例第 9 条第 2 項又は第 3 項で規定する使用料の納付期限となる日が日曜日又は土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下この条において「休日等」という。)に当たるときは、その納付期限となる日以降で直近の休日等に当たらない日をもって当該使用料の納付期限とみなす。ただし、12 月の使用料は、翌 1 月 4 日以降で直近の休日等に当たらない日を納付期限とする。

(使用料の減免等)

第 12 条 条例第 10 条で規定する使用料の減免等の基準は、別表 1 のとおりとする。

2 使用料の減額又は免除並びに徴収猶予を受けようとする入居者は、移住促進住宅使用料減免等申請書(別記様式第 10 号)(以下「減免等申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項で規定する減免等申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、減免等の必要があると認めるときは、移住促進住宅使用料減免等決定通知書(別記様式第 11 号)により当該申請者に通知し、また、承認しない場合もその旨を通知しなければならない。

4 前項で規定する減免等の決定を受けた者がその決定期間及び決定事由に変更が生じたときは、速やかに移住促進住宅減免申請変更届(別記様式第 12 号)により、町長に届け出なければならない。

(明渡し届)

第 13 条 入居者は、使用期間の満了する日(以下「使用期限」という。)前に当該移住促進住宅の明渡しをするときは、明渡しをする日の一月前までに町長に移住促進住宅明渡し届出書(別記様式第 13 号)の提出をし、検査を受けなければならない。

(明渡し請求)

第 14 条 町長は、移住促進住宅の使用期限の前 90 日までに当該入居者に移住促進住宅明渡し通知書(別記様式第 14 号)により使用期限の通知をするものとする。

2 町長は、入居者又は同居する者が条例第 17 条第 1 項各号に該当すると認めるときは、移住促進住宅明渡し請求書(別記様式第 15 号)により明渡しの請求をするものとする。

(費用負担)

第 15 条 条例第 11 条及び同第 12 条で規定するもののほか定めのない費用の負担については、奈半利町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 10 年規則第 2 号)の規定に準ずるものとする。ただし、疑義が生じたときは、町長及び入居者が相互に誠意をもって協議し、解決するものとする。

(模様替え等)

第 16 条 条例第 14 条第 1 項ただし書の規定により移住促進住宅を模様替し、又は増築しようとする入居者は、移住促進住宅模様替等承認申請書(別記様式第 16 号)に模様替又は増築等その詳細が判断できる図面等を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項で規定する申請書の提出があったときはその認否を入居者に通知するものと

する。

(目的外使用の許可及び制限)

第 17 条 条例第 15 条第 1 項ただし書で規定する移住促進住宅の住宅以外の用途に使用することを承認(以下この条において「目的外使用の承認」という。)することができる条件は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 身体に障害のある入居者が移住促進住宅の一部を使用してあん摩、マッサージ、指圧、はり又はきゅうの事業を行う場合
- (2) 移住促進住宅の機能を実質的に阻害せず、かつ、増改築を必要とせず、直ちに当該移住促進住宅の本来の使用形態に戻すことができると認められる場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、近隣の居住環境が著しく損なわれることがなく、かつ、当該当該移住促進住宅の管理をするうえで支障がないと認められる場合

2 目的外使用の承認を得ようとする者は、移住促進住宅目的外使用承認申請書(別記様式第 17 号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、入居者から前項で規定する目的外使用の承認の申請があったときは、当該申請に係る認否を移住促進住宅目的外使用(承認・否認)書(別記様式第 18 号)により、当該入居者に通知するものとする。

(立入検査)

第 18 条 条例第 18 条の規定により町長の指定を受け、移住促進住宅の検査に当たる者は、その身分を示す奈半利町移住促進住宅立入検査証(別記様式第 19 号)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(事故免責)

第 19 条 町長は、移住促進住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該移住促進住宅内及び移住促進住宅周辺で発生した事故の責任を負わないものとする。

(契約の消滅)

第 20 条 移住促進住宅が天災、地変、火災のほか町長及び入居者双方の責めに帰さない事由により、当該移住促進住宅が滅失し、又はその使用が制限される事態が生じたときは、賃貸借契約を終了することができる。

(準用規定)

第 21 条 条例第 19 条第 1 項の規定により指定管理者に移住促進住宅の管理を行わせる場合にあっては、第 2 条中「次の各号に掲げる方法」とあるのは「指定管理者が定める方法」と、第 4 条から前条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、そのほか「使用」とあるのは「利用」と、「別記様式」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と読み替えるものとする。

(その他)

第 22 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 1（第 12 条関係）

条例第 10 条各号に該当した期間	減免等区分
生活が困窮になると見込まれる期間が概ね 1 ヶ月以内	徴収猶予
生活が困窮になると見込まれる期間が概ね 2 ヶ月程度	1 / 2 減額
生活が困窮になると見込まれる期間が概ね 3 ヶ月以上	全額免除

別記様式第 1 号(第4条関係)

(表)

移住促進住宅入居申請書							
年 月 日							
奈半利町長 様							
申請者 住 所 氏 名 連絡先							
奈半利町へ移住し、継続して町内に居住したいので、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 4 条第 1 項及び同施行規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて奈半利町移住促進住宅への入居を申請します。 なお、この申請内容が事実と相違するときは、申請に関する一切の権利を放棄することを誓約いたします。							
申請者	現住所						
	氏 名						
入居希望住宅			名称 位置	移住促進住宅 奈半利町 番地			
入居希望期間			年 月 から 年 月				
入居する者の現況	続柄	フリガナ 氏名	生年月日	年齢	性別	職業	その他
	申請者 1						
	2						
	3						
	4						
	5						

※添付書類

- 1 入居希望者全員の住民票
- 2 入居希望者全員が町税等の滞納がないことを証明できるもの
- 3 その他町長が特に必要と認めるもの

(裏)

申 立 書 兼 誓 約 書

移住促進住宅入居申請書の入居する者の現況欄 番に記載する は、
私と

1. 婚姻届出をしていないが事実上婚姻関係と同様である者

2. 婚姻の予約者であり、 年 月までに婚姻届けの提出を予定している者

であることの申立てをするとともに本申立てに偽りがあった場合は、直ちに移住促進住宅から
退去することを誓約いたします。

年 月 日

奈半利町長 様

申請者 住所

氏名

㊞

年 月 日

移住促進住宅入居決定通知書

様

奈半利町長

年 月 日付で申請のあった奈半利町移住促進住宅への入居について下記のとおり決定をしたので、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第4条第2項及び同施行規則第4条第2項の規定に基づき通知いたします。

つきましては、指定期日までに入居手続を行ってください。なお、理由なく指定期日までに入居手続が行われないときは、この決定を取り消すことがあります。

記

- | | | | |
|---|--------|---|--------------------------|
| 1 | 入居決定住宅 | 名称
位置 | 移住促進住宅
奈半利町 番地 |
| 2 | 手続指定期日 | 年 月 日 | |
| 3 | 入居指定日 | 年 月 日 | ※入居指定日から、当該住宅の使用料を徴収します。 |
| 4 | その他 | (1)入居後は、移住促進住宅に係る一切の責任を負うこと。

(2)公序良俗に反する行為及び屋内での喫煙を厳に慎むこと。

(3)近隣と協調し、迷惑行為を行わないこと。

(4)使用料は定められた期日(毎月末)までに必ず納付すること。

(5)その他奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例及び
その他指示指導等を遵守すること。 | |

移住促進住宅使用証書

年 月 日

奈半利町長 様

奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項及び同施行規則第5条第1項の規定に基づき、移住促進住宅使用証書を提出します。

記

入 居 者

本 籍 地

住 所

入居住宅

名称
位置

奈半利町

移住促進住宅
番地

フリガナ
氏 名

実印

連帯保証人

本 籍 地

住 所

フリガナ
氏 名

実印

続 柄

保証極度額

円 ・ 負債全額

決定された、移住促進住宅への入居については、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例及び同施行規則並びにその他の指示指導等を遵守することはもとより、家賃の滞納及び入居者の責めに帰すべき事由により、住宅及び住宅附属設備等に与えた損害の原状回復について、その費用を入居者が負担することができないときは、連帯保証人が責任をもって弁済することを連帯保証人連署をもって制約いたします。

なお、誓約事項が履行できない場合は、規定による処分を受けても決して異議はありません。

※（注）入居者及び連帯保証人が押印した印鑑の印鑑登録証明書を添えてください。

奈半利町移住促進住宅定期借家契約書

締結日	年	月	日
契約始期	年	月	日
契約終期	年	月	日

貸主 奈半利町長

借主 様

賃貸人 奈半利町長(以下「甲」という。)と賃借人 (以下「乙」という。)は、以下のとおり、甲が所有する契約書別表 1 の奈半利町移住促進住宅(以下「移住促進住宅」という。)について、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 5 条第 5 項の規定に基づき、移住促進住宅の賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 甲は乙に対して、移住促進住宅を以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

- (1) 対象移住促進住宅 契約書 別表 1 のとおり
- (2) 用 途 契約書 別表 1 のとおり
- (3) 家 賃 等 契約書 別表 2 のとおり。ただし、使用期間が 1 月に満たないときは、日割計算(100円未満を切捨て)によるものとする。
- (4) 契 約 期 間 契約書別表 2 のとおり

第 2 条 本契約は、契約の締結日から 1 年後の契約締結該当日の前日をもって終了する。

2 災害等やむを得ない事情により、町内で定住するために必要な住宅が定まらないときは、甲に期間延長を申請し、その許可を得たときに限り契約終期から 1 年を単位としてその期間を延長することができる。ただし、延長できる期間は、初期契約日から 3 年を限度とする。

3 甲は、第 1 項又は第 2 項で規定する契約終期の前 90 日までに乙に使用期限の到来により、本契約が終了する旨を通知する。

第 3 条 乙は、契約書別表 2 に定める移住促進住宅の使用料を支払うものとする。なお、支払に係る手数料は乙の負担とする。

第 4 条 乙は、移住促進住宅の使用にあたっては、注意をもって善良なる管理を行うとともに、通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

第 5 条 乙は、移住促進住宅の使用に伴う以下の費用は、自らの負担するものとする。

- (1) 電気、ガス及び水道使用料等の光熱水費
- (2) 汚物及びじんかいの処理に係る費用
- (3) その他奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の規定による費用

第 6 条 天災、地変、火災又はその他甲の責めに帰さない事由により乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

第 7 条 乙は、本契約期間中であっても、転勤、療養その他のやむを得ない事情により住宅を乙の生活の本拠として使用することが困難になり、移住促進住宅の明渡しをするときは、明渡しをする日の 1 ヶ月前までにその届出をし、甲の検査を受けるものとする。

第8条 乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は、書面をもって明渡しの請求を行ったうえで、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が不正の行為又は虚偽の資格により入居したとき。
- (2) 乙が使用料を3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 乙が移住促進住宅を故意に滅失し、又は損傷したとき。
- (4) 乙が条例第14条から第16条の規定に違反をしたとき。
- (5) 乙又は同居人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下同号において「法律」という。)第2条第6号に規定する暴力団員であったとき、又は法律第2条第2号に該当する団体への利益につながる行為が判明したとき。

第9条 移住促進住宅が天災、地変、火災又はその他甲及び乙双方の責めに帰さない事由により、住宅が滅失し、若しくは住宅の使用を制限される事態が生じたときは、本契約を終了することができる。

第10条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに移住促進住宅を原状に復し、甲に明け渡さなければならない。

第11条 甲及び乙は、本契約について紛争が生じたときは、住宅の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第12条 本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 高知県安芸郡奈半利町乙1659番地1

氏 名 奈半利町長 ㊟

乙 住 所

氏 名 ㊟

契約書 別表 1

建物の表示

名 称	移住促進住宅	
所 在 地	奈半利町 番地	
建 て 方	共同 ・ 長屋 ・ 一戸建	
建 物 の 構 造		
建 築 年 月 日	年 月	
戸 数 ・ 部 屋 数	戸 ・ 室	
契 約 対 象 物 件		
部 屋 番 号	号室	
用 途	居 宅	
床 面 積	1階 m ² / 2階 m ²	
延 床 面 積	m ² / 専有	
住戸部分	間 取 り	()LDK ・ DK ・ K / ワンルーム /
	設 備 等	ト イ レ 専用(水洗・非水洗)
		シャワー 無 ・ 有
		給 湯 設 備 無 ・ 有
		I Hコンロ 無 ・ 有
		電気レンジ 無 ・ 有
		冷暖房設備 無 ・ 有
		火災警報器 無 ・ 有
	電 気 ガ ス 上 水 道 合 併 浄 化 槽	無 ・ 有
		無 ・ 有(プロパンガス)
		無 ・ 有(水道本管より直結・受水槽)
		無 ・ 有
附 属 設 備	駐 車 場	含む ・ 含まない
	専 用 庭	含む ・ 含まない
	自 転 車 置 場	含む ・ 含まない
	物 置	含む ・ 含まない

契約書 別表 2

1. 契約内容に関する事項

(1) 契約期間

使用始期	年 月 日から	年 月間
使用期限	年 月 日まで	

※ 本契約は、契約の更新がなく、上表に規定する期間終期により終了する。ただし、本契約第2条第2項に該当する場合を除く。

※ 乙からの中途解約は、1ヶ月前までに明渡し届出によるものとする。

(2) 使用料

使用料	支払期限	支払方法
円／月	当該使用月分を 毎月末日までに	納付書 ・ 振込
		振込先 金融機関名： 支店名： 支店 預金口座： 普通 ・ 当座 口座番号： 口座名義人：
貸主	〒781－6402 住所 高知県安芸郡奈半利町乙 1659 番地 1 氏名 奈半利町長 電話番号 (0887)38-8182	
借主	借主	同居人
		を含む計 人
緊急時の 連絡先	〒 ー 住所 氏名 借主との続柄 電話番号 () ー	

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

奈半利町長 様

入居者 住所
氏名

印

連帯保証人を変更したいので、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 記
- | | | | |
|---|-------------|-----|---------|
| 1 | 入居住宅 | 名称 | 移住促進住宅 |
| | | 位置 | 奈半利町 番地 |
| 2 | 変更の理由 | | |
| 3 | 変更前の連帯保証人氏名 | | |
| 4 | 変更後の連帯保証人 | 本籍地 | |

住所

フリガナ
氏 名

実印

続 柄

(極度額 円)

奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例及び同施行規則並びにその他の指示指導等を遵守することはもとより、家賃を滞納した場合又は入居者の責めに帰すべき事由によって住宅及び住宅附属設備等に損害を与え、原状回復の費用について入居者が負担できない場合は、連帯保証人が責任をもって弁済します。

なお、履行しなかったときは、規定により処分を受けても異議はありません。

※(注) 上記の項目 4 は、変更後の連帯保証人が署名及び押印するとともに押印した連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて提出してください。

(表)

別記様式第 6 号(第 7 条関係)

移住促進住宅同居承認申請書

奈半利町移住促進住宅に新たに同居させたい者があるので、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 7 条及び同施行規則第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請者	現住所						
	氏名	印					
入居住宅		名称	移住促進住宅				
		位置	奈半利町	番地			
同居の希望日		年 月 から					
入居させる者の現況	続柄	フリガナ 氏名	生年 月 日	年 齢	性 別	職業	その他
	1						
	2						
	3						

※添付書類
1 新たに同居させる者の住民票
2 入居させるものが申請者の婚姻の予約者である場合は、裏面に記載すること。
3 その他町長が特に必要と認めるもの

申請者 様

上記の申請については、承認 ・ 否認 する。

年 月 日

奈半利町長 印

(否認事由：)

(裏)

申立書兼誓約書

移住促進住宅同居承認申請書の入居させる者の現況欄 番に記載する

は、私の婚姻の予約者であり、 年 月まで
に婚姻届けの提出を予定している者であることの申立てをするとともに本申立
てに偽りがあった場合は、直ちに移住促進住宅から退去することを誓約いたし
ます。

年 月 日

奈半利町長 様

申請者 住所

氏名

印

移住促進住宅入居承継承認申請書

奈半利町移住促進住宅の入居者の地位を継承したいので、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第8条第1項及び同施行規則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

入居者	住 所						
	氏 名						
承継希望住宅		名称	移住促進住宅				
		位置	奈半利町		番地		
承継をする日		年 月 から					
承継する者	入居者との続柄	フリガナ氏名	生年月日	年齢	性別	職業	その他

※(注) 続柄が確認できる住民票謄本等を添付してください。

申請者 様

上記の申請については、承認 ・ 否認 する。

年 月 日

奈半利町長 印

(承認：通知の日から10以内に入居手続行ってください。)

(否認事由：)

移住促進住宅入居期間延長申請書

年 月 日

奈半利町長 様

申請者 住所

氏名

移住促進住宅の入居期間について、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 6 条第 2 項及び同例施行規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり入居期間の延長を申請します。

なお、この申請内容が事実と相違するときは、申請に関する一切の権利を放棄することを誓約いたします。

記

1	入居住宅	名称	移住促進住宅
		位置	奈半利町 番地

2 申請理由 (1) 災害等

(2) (1)以外

3	入居期間	(1) 初期契約使用期限	年	月	日
		(2) 延長可能使用期限 ((1) から 1 年後)	年	月	日
		(2) 延長申請使用期限	年	月	日

年 月 日

移住促進住宅入居期間延長許可書

様

奈半利町長

奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 6 条第 2 項及び同施行規則第 9 条第 1 項の規定により申請のあった移住促進住宅の入居期間延長について、同施行規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

なお、契約内容は、初期契約と同様とする。

記

1	申請住宅	名称 位置	移住促進住宅 奈半利町 番地
2	許可後の使用期限	年 月 日まで	
	(申請に係る延長可能使用期限)	(年 月 日まで)	
	(条例で定める延長限度使用期限)	(年 月 日まで)	

移住促進住宅使用料減免等申請書

年 月 日

奈半利町長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

連絡先

移住促進住宅使用料の減免を受けたいので、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 10 条及び同施行規則第 12 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 減免又は徴収猶予 年 月 日 ～ 年 月 日
を希望する期間

2 減免又は徴収猶予
を受けようとする
事由

3 減免等の内容 全額 ・ 一部減額
使用料の徴収猶予

移住促進住宅使用料減免等決定通知書

年 月 日

様

奈半利町長

年 月 日付で申請・変更のあった、移住促進住宅使用料の減免について、
奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 12 条第 3 項の規
定に基づき、下記のとおり決定したので通知いたします。

記

1 決 定 内 容 承認 ・ 却下

2 減 免 等 の
可 否 の 理 由

3 減免等の期間 年 月 日 ～ 年 月 日
※減免を許可する場合のみ記入

4 減免等の内容 全部 ・ 一部（減額の内容 円）
※減免を許可する場合のみ記入 使用料の徴収猶予

移住促進住宅使用料減免申請変更届

年 月 日

奈半利町長 様

届出者 住 所

氏 名

連絡先

移住促進住宅使用料の減免の変更について、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 12 条第 4 項の規定により、下記のとおり届出します。

記

1．変更する期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2．変更の申請事由

3．備 考

移住促進住宅明渡し届出書

年 月 日

奈半利町長 様

入居者 住所

氏名

移住促進住宅を下記により明け渡しますので奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 16 条第 1 項及び同施行規則第 13 条の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

記

1	住 宅	名 称	移住促進住宅
		位 置	奈半利町 番地
2	明渡し理由		
3	明渡しの期日	年 月 日	
4	検査希望日	年 月 日	
5	附帯工作物の措置		
6	緊急の連絡先		
※			

※欄は記入しないでください。

年 月 日

移住促進住宅明渡し通知書

様

奈半利町長

奈半利町移住促進住宅の契約期間満了に伴う使用期限が近づいておりますので、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 6 条第 4 項及び同施行規則第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1	入 居 住 宅	名 称	移住促進住宅		
		位 置	奈半利町	番 地	
2	使 用 期 限 (契約終期)		年	月	日
3	通 知 理 由	奈半利町移住促進住宅契約期間満了のため			

備考

やむを得ない事情を有し、移住促進住宅の使用期間の延長を希望する場合は、上記使用期限を迎える 10 日前までに移住促進住宅入居期間延長申請書により、使用期限の延長手続を行ってください。

年 月 日

移住促進住宅明渡し請求書

様

奈半利町長

奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 17 条第 1 項及び同施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり移住促進住宅の明渡しを請求します。

記

1 明渡し請求事由

2	明渡しを請求する住宅	名称	移住促進住宅
		位置	奈半利町 番地

3 明渡し期限 年 月 日

4 徴収する使用料の額 円

備 考

付 記

年 月 日

移住促進住宅模様替等承認申請書

奈半利町長 様

入居者 住所
氏名

移住促進住宅の模様替えをしたいので、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第14条第 1 項ただし書及び同施行規則第16条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1

住 宅

名称
位置

移住促進住宅
奈半利町 番地
- 2

内 容

別添(図面等)のとおり
- 3

期 間

年 月 日から 年 月 日まで
- 4

誓約事項

移住促進住宅の明渡しをする際には、模様替えを行った箇所について自己の費用負担により、原状回復又は撤去することを誓約いたします。

(注) 模様替えをする部分の図面等その詳細が判断できる書面を添えてください。

申請者 様

上記の申請については、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第15条第 1 項ただし書の規定について、同施行規則第17条第 2 項の規定に基づき、
(誓約事項を条件に承認する ・ 承認しない) ことを通知します。

年 月 日

奈半利町長 印

(否認事由 :)

移住促進住宅目的外使用承認申請書

年 月 日

奈半利町長 様

入居者 住所

氏名

移住促進住宅をその目的以外の用途に併用したいので、奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第15条第 1 項ただし書及び同施行規則第17条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1

住 宅

名称

移住促進住宅

位置

奈半利町

番地
- 2

併用用途
- 3

使用者名
- 4

使用期間

年 月 日から

年 月 日まで

(注) 住宅以外の用途に併用する部分の図面及び他の法令による許認可が必要な場合は、当該許認可を受けた書類の写しを添えてください。

年 月 日

移住促進住宅目的外使用(承認・否認)書

様

奈半利町長

奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 15 条第 1 項ただし書及び同施行規則第 17 条第 3 項の規定に基づき、住宅を他の用途に併用することについて下記のとおり通知いたします。

記

1 申請の認否 承認 ・ 却 下

2 申請の内容

(1) 用 途

(2) 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

3 承認の条件

(1) 用 途

(2) 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

(注) この期間の満了後は直ちに目的外使用を終了することを条件とする。

(表)

第	号
奈半利町移住促進住宅立入検査証	
職名	
氏名	
奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例第18条及び同施行規則第18条の規定に基づき交付する。	
年 月 日	
奈半利町長	印

6センチメートル

9センチメートル

(裏)

奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例

(立入検査)

第18条 町長は、移住促進住宅の管理をするうえで必要があると認めるときは、町長の指定した者に移住促進住宅の検査及び入居者に適当な指示をさせることができる。

2 前項に規定する検査において、現に使用している移住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該移住促進住宅の入居者の承諾を得なければならない。

奈半利町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(立入検査)

第18条 条例第18条第1項の規定によりする町長の指定を受け、移住促進住宅の検査に当たる者は、その身分を示す奈半利町移住促進住宅立入検査証（別記様式第19号）を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。